

8. その他



8-1 組織

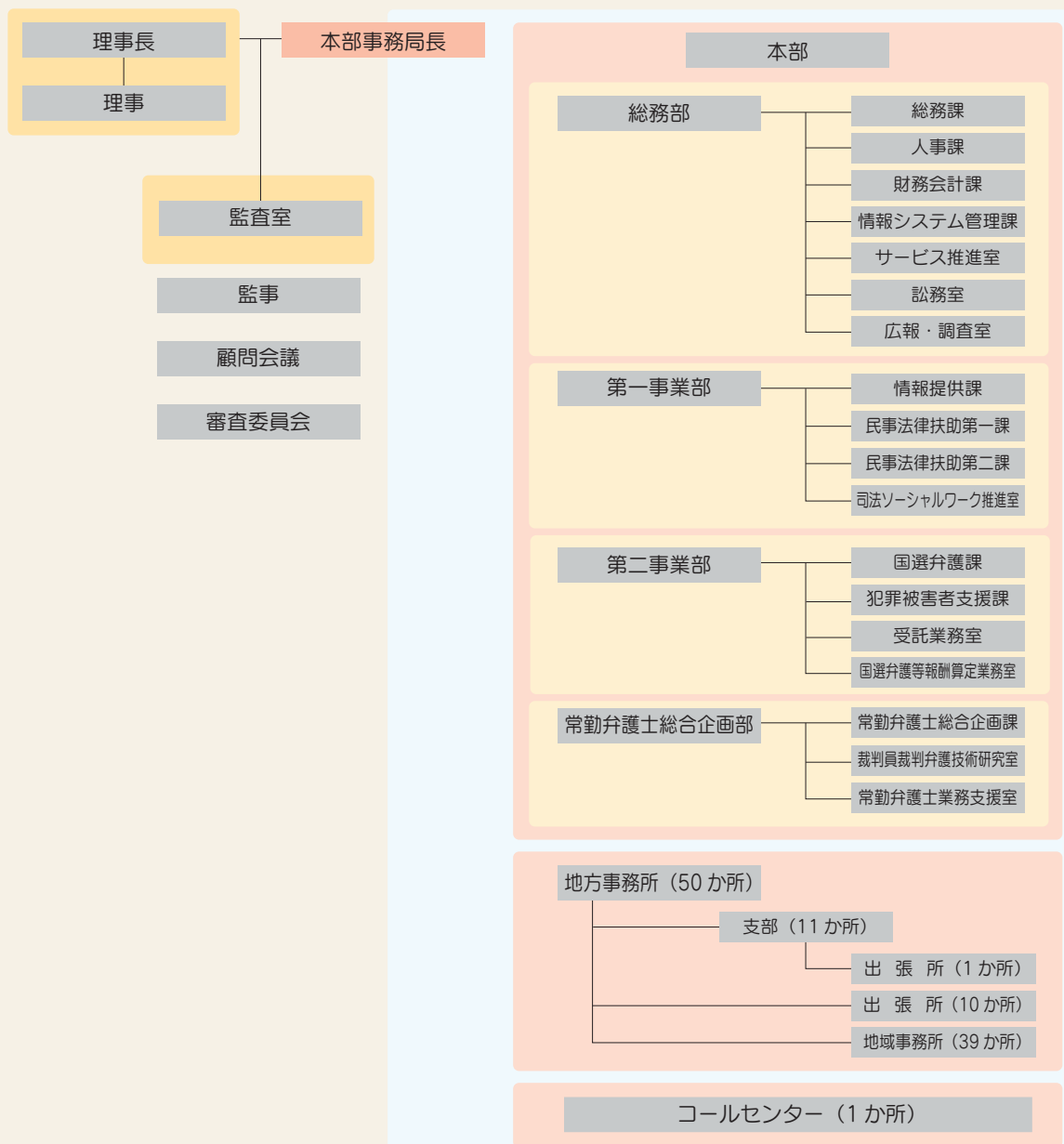
(1) 本部と地方事務所の組織

本部及び地方事務所の組織図は、資料8-1のとおりである。

資料 8-1

本部及び地方事務所組織図

(平成28年4月1日現在)



(2) 事務所

全国の事務所所在地は、資料8-2のとおりである。

資料 8-2 法テラス全国事務所所在地（平成 28 年 7 月 25 日現在）

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
北海道			
札幌地方事務所	060-0061	北海道札幌市中央区南 1 条西 11-1 コンチネンタルビル 8 F	0503383-5555
函館地方事務所	040-0063	北海道函館市若松町 6-7 三井生命函館若松町ビル 5F	0503383-5560
江差地域事務所	043-0034	北海道檜山郡江差町字中歌町 199-5	0503383-5563
八雲地域事務所	049-3106	北海道二世郡八雲町富士見町 21-1	0503383-8366
旭川地方事務所	070-0033	北海道旭川市 3 条通 9-1704-1 TK フロンティアビル 6F	0503383-5566
釧路地方事務所	085-0847	北海道釧路市大町 1-1-1 道東経済センタービル 1 F	0503383-5567
東北			
宮城地方事務所	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町 3-6-1 一番町平和ビル 6F	0503383-5535
南三陸出張所	986-0725	宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田 56	0503383-0210
山元出張所	989-2203	宮城県亘理郡山元町浅生原字日向 13-1	0503383-0213
東松島出張所	981-0503	宮城県東松島市矢本字大溜 1-1	0503383-0009
福島地方事務所	960-8131	福島県福島市北五老内町 7-5 イズム 37 ビル 4 F	0503383-5540
会津若松地域事務所	965-0871	福島県会津若松市栄町 5-22 フジヤ会津ビル 1 F	0503383-0521
二本松出張所	964-0917	福島県二本松市本町 1-60-2	0503381-3803
ふたば出張所	979-0407	福島県双葉郡広野町広洋台 1-1-89	0503381-3805
山形地方事務所	990-0042	山形県山形市七日町 2-7-10 NANABEANS8F	0503383-5544
岩手地方事務所	020-0022	岩手県盛岡市大通 1-2-1 岩手県産業会館本館 2F	0503383-5546
宮古地域事務所	027-0076	岩手県宮古市栄町 3-35 キャトル宮古 5 F	0503383-0518
大槌出張所	028-1115	岩手県上閉伊郡大槌町上町 1-3	0503383-1350
気仙出張所	022-0003	岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 9-5	0503383-1402
秋田地方事務所	010-0001	秋田県秋田市中通 5-1-51 北都ビルディング 6 F	0503383-5550
鹿角地域事務所	018-5201	秋田県鹿角市花輪字下花輪 50 鹿角市福祉保健センター 2 F	0503383-1416
青森地方事務所	030-0861	青森県青森市長島 1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル 2F	0503383-5552
八戸地域事務所	031-0086	青森県八戸市大字八日町 36 八戸第 1 ビル 3 F	0503383-0466
むつ地域事務所	035-0073	青森県むつ市中央 1-5-1	0503383-0067
鰺ヶ沢地域事務所	038-2761	青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷 9-4 鰺ヶ沢町総合保健福祉センター内	0503383-8369
関東			
東京地方事務所	160-0023	東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル 13 F	0503383-5300
霞が関分室	100-0013	東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3 弁護士会館 3F	0503383-5330
上野出張所	110-0005	東京都台東区上野 2-7-13 JTB・損保ジャパン日本興亜上野共同ビル 6F	0503383-5320
池袋出張所	170-0013	東京都豊島区東池袋 1-35-3 池袋センタービル 6F	0503383-5321
多摩支部	190-0012	東京都立川市曙町 2-8-18 東京建物ファースト立川ビル 5F	0503383-5327
多摩支部八王子出張所	192-0046	東京都八王子市明神町 4-7-14 八王子 ON ビル 4F	0503383-5310
神奈川地方事務所	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町 2 産業貿易センタービル 10 F	0503383-5360
川崎支部	210-0007	神奈川県川崎市川崎区駅前本町 11-1 パシフィックマークス川崎ビル 10 F	0503383-5366
小田原支部	250-0012	神奈川県小田原市本町 1-4-7 朝日生命小田原ビル 5 F	0503383-5370
埼玉地方事務所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-17-15 さいたま商工会議所会館 6 F	0503383-5375
川越支部	350-1123	埼玉県川越市脇田本町 10-10 KJビル 3 F	0503383-5377
熊谷地域事務所	360-0037	埼玉県熊谷市筑波 3-195 熊谷駅前ビル 7 F	0503383-5380
秩父地域事務所	368-0041	埼玉県秩父市番場町 11-1 サンウッド東和 2F	0503383-0023
千葉地方事務所	260-0013	千葉県千葉市中央区中央 4-5-1 Qiball（きぼーる）2 F	0503383-5381
松戸支部	271-0092	千葉県松戸市松戸 1879-1 松戸商工会議所会館 3 F	0503383-5388
茨城地方事務所	310-0062	茨城県水戸市大町 3-4-36 大町ビル 3 F	0503383-5390

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
下妻地域事務所	304-0063	茨城県下妻市小野子町 1-66 J A常総ひかり県西会館 1 F	0503383-5393
牛久地域事務所	300-1234	茨城県牛久市中央 5-20-11 牛久駅前ビル 4 F	0503383-0511
栃木地方事務所	320-0033	栃木県宇都宮市本町 4-15 宇都宮N Iビル 2 F	0503383-5395
群馬地方事務所	371-0022	群馬県前橋市千代田町 2-5-1 前橋テルサ 5 F	0503383-5399
静岡地方事務所	420-0853	静岡県静岡市葵区追手町 9-18 静岡中央ビル 2F	0503383-5400
沼津支部	410-0833	静岡県沼津市三園町 1-11	0503383-5405
浜松支部	430-0929	静岡県浜松市中区中央 1-2-1 イーステージ浜松オフィス 4 F	0503383-5410
下田地域事務所	415-0035	静岡県下田市東本郷 1-1-10 パールビル 3F	0503383-0024
山梨地方事務所	400-0032	山梨県甲府市中央 1-12-37 I R I Xビル 1・2 F	0503383-5411
長野地方事務所	380-0835	長野県長野市新田町 1485-1 長野市もんぜんぶら座 4 F	0503383-5415
松本地域事務所	390-0873	長野県松本市丸の内 8-3 丸の内ビル 3F	0503383-5417
新潟地方事務所	951-8116	新潟県新潟市中央区東中通 1 番町 86-51 新潟東中通ビル 2 F	0503383-5420
佐渡地域事務所	952-1314	新潟県佐渡市河原田本町 394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター 2 F	0503383-5422
中部			
愛知地方事務所	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 4-1-8 栄サンシティビル 15 F	0503383-5460
三河支部	444-8515	愛知県岡崎市十王町 2-9 岡崎市役所西庁舎 1F(南棟)	0503383-5465
三重地方事務所	514-0033	三重県津市丸之内 34-5 津中央ビル	0503383-5470
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町 1-27 第一住宅ビル 2 F	0503383-5471
可児地域事務所	509-0214	岐阜県可児市広見 5-152 サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ 1 F	0503383-0005
中津川地域事務所	508-0037	岐阜県中津川市えびす町 7-30 イシックス駅前ビル 1 F	0503383-0068
福井地方事務所	910-0004	福井県福井市宝永 4-3-1 三井生命福井ビル 2F	0503383-5475
石川地方事務所	920-0937	石川県金沢市丸の内 7-36 金沢弁護士会館内	0503383-5477
富山地方事務所	930-0076	富山県富山市長柄町 3-4-1 富山県弁護士会館 1 F	0503383-5480
魚津地域事務所	937-0067	富山県魚津市釈迦堂 1-12-18 魚津商工会議所ビル 5 F	0503383-0030
近畿			
大阪地方事務所	530-0047	大阪府大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館B 1F	0503383-5425
堺出張所	590-0075	大阪府堺市堺区南花田口町 2-3-20 三共堺東ビル 6 F	0503383-5430
京都地方事務所	604-8005	京都府京都市中京区河原町通三条上る恵比須町 427 京都朝日会館 9F	0503383-5433
福知山地域事務所	620-0054	京都府福知山市末広町 1-1-1 中川ビル 4 F	0503383-0519
兵庫地方事務所	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワービル 13 F	0503383-5440
阪神支部	660-0052	兵庫県尼崎市七松町 1-2-1 フェスタ立花北館 5 F	0503383-5445
姫路支部	670-0947	兵庫県姫路市北条 1-408-5 光栄産業第2ビル	0503383-5448
奈良地方事務所	630-8241	奈良県奈良市高天町 38-3 近鉄高天ビル 6F	0503383-5450
南和地域事務所	638-0821	奈良県吉野郡大淀町下淵 68-4 やすらぎビル 4 F	0503383-0025
滋賀地方事務所	520-0047	滋賀県大津市浜大津 1-2-22 大津商中日生ビル 5F	0503383-5454
和歌山地方事務所	640-8155	和歌山県和歌山市九番丁 15 九番丁 MG ビル 6F	0503383-5457
中国			
広島地方事務所	730-0013	広島県広島市中区八丁堀 2-31 広島鴻池ビル 1F	0503383-5485
山口地方事務所	753-0072	山口県山口市大手町 9-11 山口県自治会館 5 F	0503383-5490
岡山地方事務所	700-0817	岡山県岡山市北区弓之町 2-15 弓之町シティセンタービル 2F	0503383-5491
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取県鳥取市西町 2-311 鳥取市福祉文化会館 5F	0503383-5495
倉吉地域事務所	682-0023	鳥取県倉吉市山根 572 サンク・ピエビル 202 号室	0503383-5497
島根地方事務所	690-0884	島根県松江市南田町 60	0503383-5500
浜田地域事務所	697-0022	島根県浜田市浅井町 1580 第二龍河ビル 6F	0503383-0026
西郷地域事務所	685-0015	島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24-9 N T T 隠岐ビル 1 F	0503383-5326
四国			
香川地方事務所	760-0023	香川県高松市寿町 2-3-11 高松丸田ビル 8 F	0503383-5570
徳島地方事務所	770-0834	徳島県徳島市元町 1-24 アミコビル 3F	0503383-5575
高知地方事務所	780-0870	高知県高知市本町 4-1-37 丸ノ内ビル 2F	0503383-5577
須崎地域事務所	785-0003	高知県須崎市新町 2-3-26	0503383-5579

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
安芸地域事務所	784-0003	高知県安芸市久世町 9-20 すまいるあき 4F	0503383-0029
中村地域事務所	787-0014	高知県四万十市駅前町 13-15 アメニティオフィスビル 1 F	0503383-0467
愛媛地方事務所	790-0001	愛媛県松山市一番町 4-1-11 共栄興産一番町ビル 4 F	0503383-5580
九州			
福岡地方事務所	810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通 5-14-12 南天神ビル 4F	0503383-5501
北九州支部	802-0006	福岡県北九州市小倉北区魚町 1-4-21 魚町センタービル 5 F	0503383-5506
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央 1-4-8 太陽生命佐賀ビル 3 F	0503383-5510
長崎地方事務所	850-0875	長崎県長崎市栄町 1-25 長崎MSビル 2F	0503383-5515
佐世保地域事務所	857-0806	長崎県佐世保市島瀬町 4-19 パードハウジングビル 402 号室	0503383-5516
壱岐地域事務所	811-5135	長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 174 吉田ビル 3 F	0503383-5517
五島地域事務所	853-0018	長崎県五島市池田町 2-20	0503383-0516
対馬地域事務所	817-0013	長崎県対馬市厳原町中村 606-3 おおたビル 3 F	0503383-0517
平戸地域事務所	859-5114	長崎県平戸市築地町 510	0503383-0468
雲仙地域事務所	854-0514	長崎県雲仙市小浜町北本町 14 雲仙市小浜総合支所 3 F	0503383-5324
大分地方事務所	870-0045	大分県大分市城崎町 2-1-7	0503383-5520
熊本地方事務所	860-0844	熊本県熊本市中央区水道町 1-23 加地ビル 3F	0503383-5522
高森地域事務所	869-1602	熊本県阿蘇郡高森町大字高森 1609-1 N T T 西日本高森ビル 1 F	0503383-0469
鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島県鹿児島市金生町 4 番 10 号アーバンスクエア鹿児島ビル 6F	0503383-5525
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿児島県鹿屋市大手町 14-22 南商ビル 1 F	0503383-5527
指宿地域事務所	891-0402	鹿児島県指宿市十町 912-7	0503383-0027
奄美地域事務所	894-0006	鹿児島県奄美市名瀬小浜町 4-28 A I S ビルA棟 1F	0503383-0028
徳之島地域事務所	891-7101	鹿児島県大島郡徳之島町亀津 553-1 徳之島合同庁舎 2F	0503381-3471
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎県宮崎市旭 1-2-2 宮崎県企業局 3F	0503383-5530
延岡地域事務所	882-0043	宮崎県延岡市祇園町 1-2-7 U M K 祇園ビル 2 F	0503383-0520
沖縄地方事務所	900-0023	沖縄県那覇市楚辺 1-5-17 プロフェスビル那覇 2・3F	0503383-5533
宮古島地域事務所	906-0012	沖縄県宮古島市平良字西里 1125 宮古合同庁舎 1 F	0503383-0201
本部			
本部	164-8721	東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 F	0503383-5333
裁判員裁判弁護士技術研究室	160-0004	東京都新宿区四谷 1-4 四谷駅前ビル 6 F	0503383-0062
常勤弁護士業務支援室	160-0004	東京都新宿区四谷 1-4 四谷駅前ビル 6 F	0503383-0062

(3) 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

(4) 主務大臣

法務大臣

(5) 資本金

3億5100万円（国の全額出資）

(6) 役員の状況

平成28年4月10日現在の役員は、次のとおりである。

役 職	氏 名	任 期
理事長	宮崎 誠	平成26年4月10日就任
理 事	田中 晴雄	平成25年4月10日就任
	山崎 学	平成28年4月10日就任
	安岡 崇志	平成23年4月10日就任
	坂本かよみ	平成26年4月10日就任
監 事	津熊 寅雄	平成27年12月21日就任
	山下 泰子	平成24年9月3日就任

(7) 歴代の役員

役 職	氏 名	在任期間
理事長	梶谷 剛	平成23年4月10日～平成26年4月9日
	寺井 一弘	平成20年4月10日～平成23年4月9日
	金平 輝子	平成18年4月10日～平成20年4月9日
理 事	廣瀬 健二	平成22年4月10日～平成28年4月9日
	菅野富邇子	平成22年4月10日～平成26年4月9日
	大川 真郎	平成22年4月10日～平成25年4月9日
	草野 満代	平成21年4月2日～平成23年4月9日
	加毛 修	平成20年4月10日～平成22年4月9日
	岩瀬 徹	平成18年4月10日～平成22年4月9日
	西川 元啓	平成18年4月10日～平成22年4月9日
	篠塚 英子	平成20年4月10日～平成21年4月1日
	軍司 育雄	平成18年4月10日～平成20年4月9日
	寺井 一弘	平成18年4月10日～平成20年4月9日
監 事	藤原 藤一	平成22年4月10日～平成27年12月20日
	羽田 悦朗	平成18年4月10日～平成24年9月2日
	馬場 義宣	平成18年4月10日～平成22年4月9日

(8) 職員の状況

平成28年3月31日現在の職員の総数は1,597名（地方事務所の所長などの非常勤職員を含む）である。

8-2 法テラスの認知状況

(1) 認知度の推移

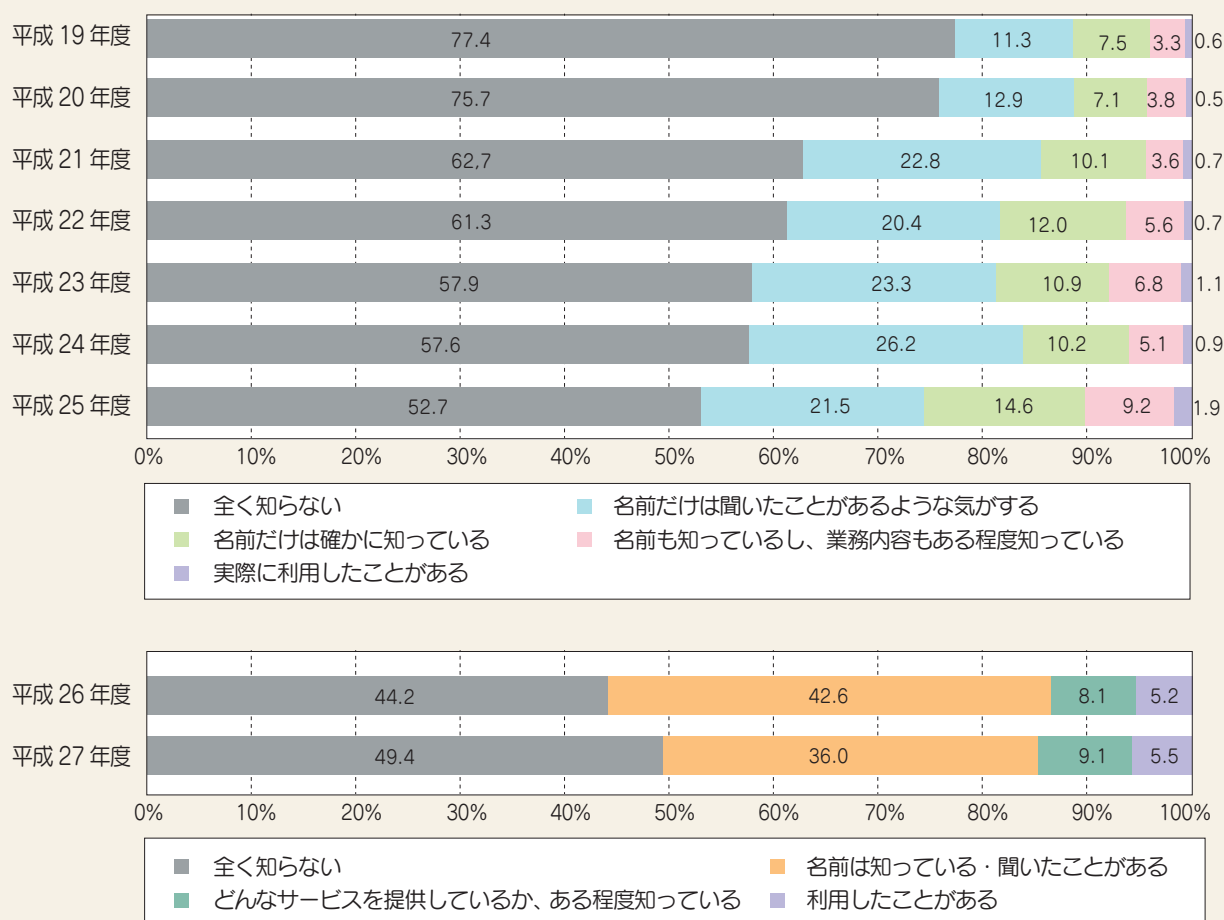
法テラスでは、国民の法テラスの認知状況を把握し、今後の広報活動や各業務遂行上の参考とするため、平成19年度から毎年「認知状況等調査」を実施している。

調査方法は、平成19年度から平成25年度までは電話による調査（注1）、平成26年度以降はインターネットによる調査（注2）である。

（注1）サンプルは20代以上の男女1,100名。

（注2）サンプルは各都道府県ごとに20代、30代、40代、50代及び60代以上の男女各10名で100名、合計4,700名。

資料 8-3 法テラスの認知状況の推移

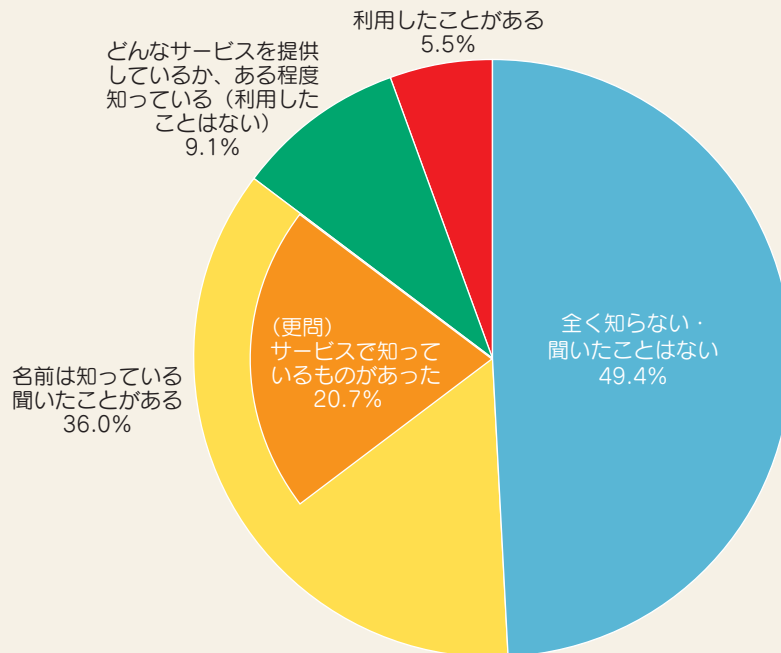


（注）平成 22 年度以降は人口比率を加味している。

割合については四捨五入しているため合計が 100 にならないことがある。

資料 8-4

平成27年度法テラスの認知状況の内訳



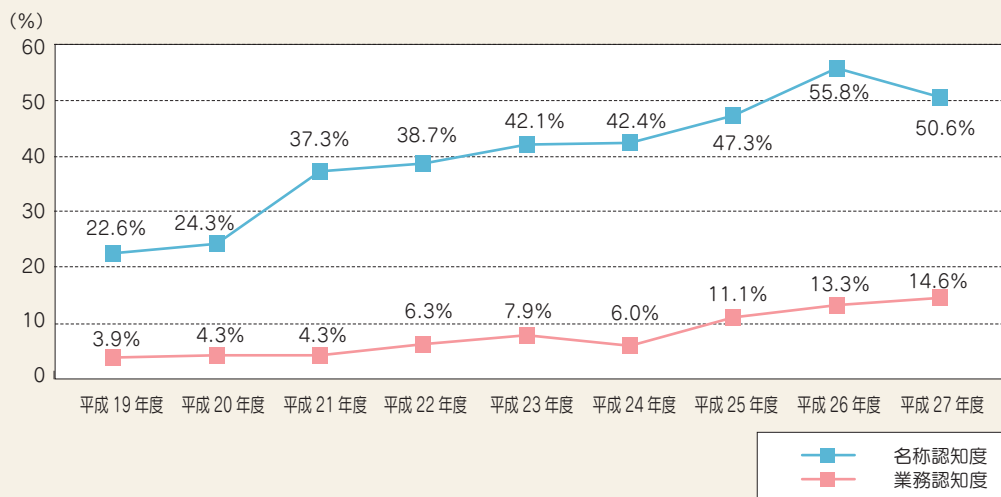
名称認知度（「全く知らない」を除く回答割合）は、平成19年度22.6%であったのが、年々上がっていき、平成26年度に55.8%と初めて5割を超えたが、平成27年度は50.6%と前年度を下回った。

業務認知度（注3）は、平成19年度3.9%であったのが、おおむね年を追うごとに上がっていき、平成25年度に11.1%と初めて10%台となり、平成27年度は14.6%と前年度を上回った。なお、平成27年度の調査では、より実態に近い認知度を測る試みとして、専門家の助言も得て、従前の質問・回答選択肢に加え、「名前を知っている・聞いたことがある」と回答した者に対し、記憶喚起の手がかりとなる更問（「法テラスが提供している次のサービスの中で知っているものを全て選んでください。（複数回答）」）を設け、「知っているサービスはない。」との選択肢とともに、法テラスの業務を具体的に列挙した選択肢を示す質問を設けた。この更問に対し業務を1つ以上選択した回答者は20.7%であった。したがって、記憶喚起の手がかりを得た者を含む業務認知者の割合は35.3%となる。

（注3）平成19年度から平成25年度までは、「名前も知っているし、業務内容もある程度知っている」との回答及び「実際に利用したことがある」との回答を合計した割合であり、平成26年度以降は、「どんなサービスを提供しているか、ある程度知っている（利用したことはない）」との回答及び「利用したことがある」との回答を合計した割合である。

資料 8-5

法テラスの名称認知度と業務認知度の推移



(2) 性別・年代別認知度

平成19年度の調査開始から、おおむね男性の方が女性より認知度が高く、60代以上は認知度が低い傾向がある。

平成27年度の男女別の認知度では、男性が52.6%、女性が48.8%であり若干男性が高い。

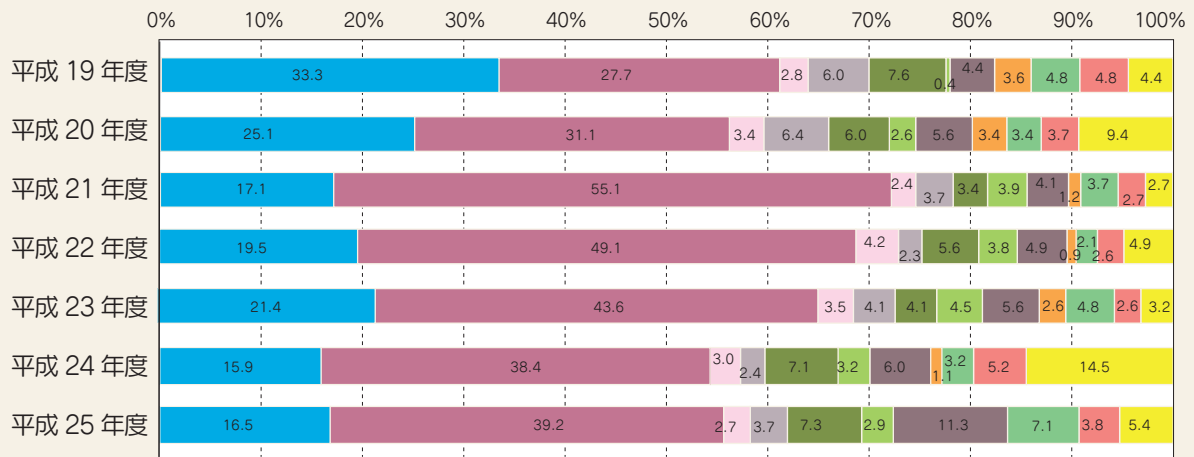
年代別で見ると、男女ともに20歳代から40歳代までの認知度に比べて、50歳代以上の認知度が低い。

(3) 認知経路

法テラスをどのようにして知ったか（認知経路）について尋ねた結果は資料8-6のとおりである。

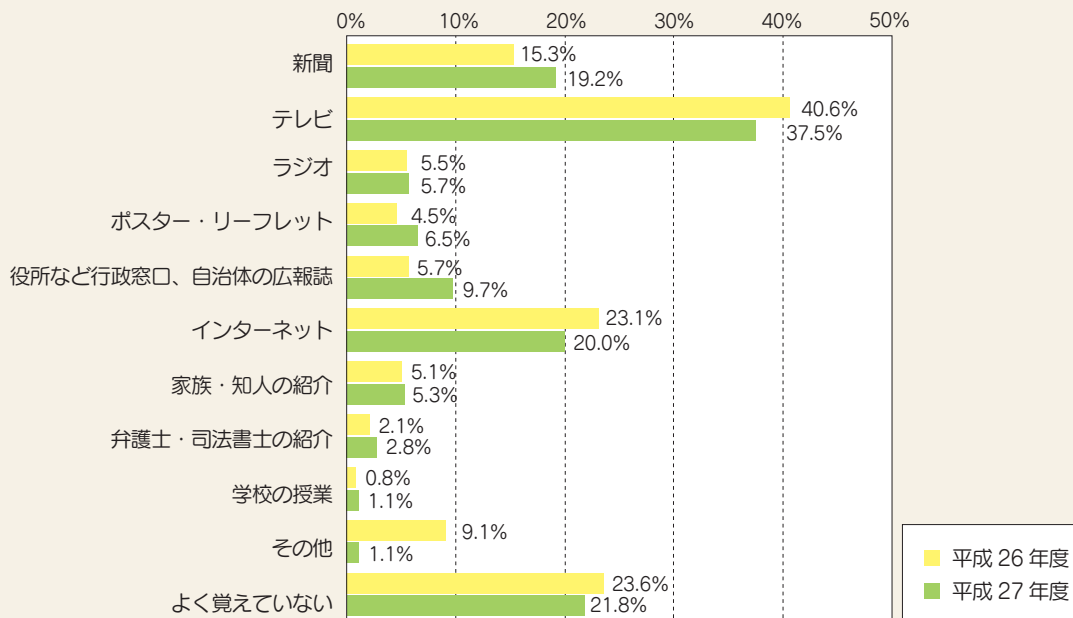
テレビ番組・テレビCM、インターネット、新聞記事・新聞広告などを通じて知った割合が多い。ポスター・リーフレットや役所など行政窓口、自治体の広報誌といった認知経路が伸びている。

資料 8-6 認知者の認知経路の推移



■ 新聞 ■ テレビ ■ ラジオ ■ ポスター・リーフレット
 ■ 役所など他の窓口からの紹介等 ■ 電車・バスなどの車内広告 ■ インターネット ■ 役所など他の窓口からの紹介
 ■ 家族・知人からの紹介 ■ その他 ■ よく覚えていない

(注) 平成 19 年度～平成 25 年度の割合について、四捨五入しているため合計が 100 にならないことがある。



(注) 平成 19 年度～平成 25 年度は単一回答、平成 26 年度以降は複数回答である。
平成 22 年度以降は人口比率を加味している。

8-3 法テラスに寄せられた皆様からの声

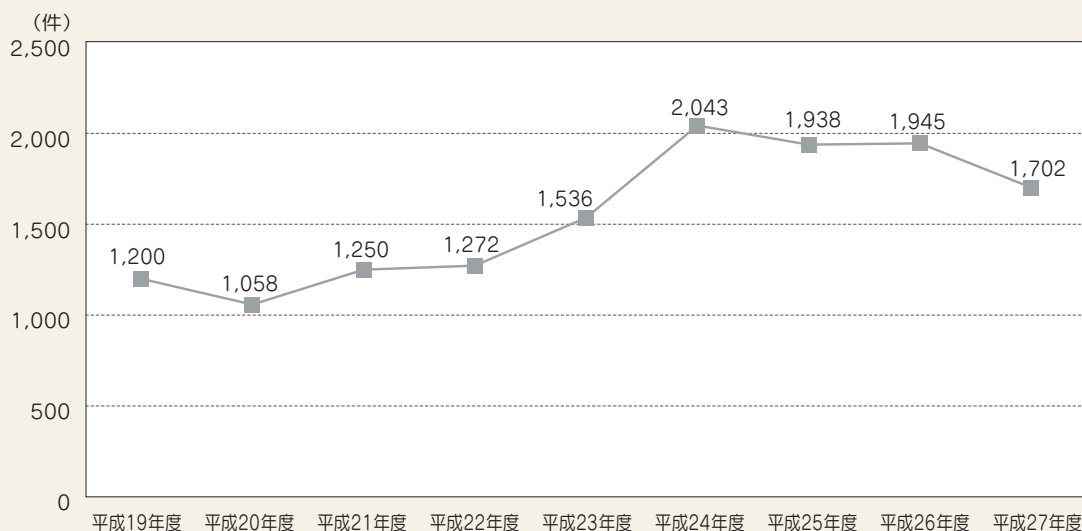
法テラスでは、多様な法的サービスを提供しており、これらのサービス提供の窓口となるサポートダイヤルや地方事務所はもとより、本部へも、利用者から、電話や書面、メールなどで様々な苦情やご意見・ご要望（以下「苦情等」という。）が寄せられている。

平成27年度の苦情等の件数は1,702件で、平成26年度の件数1,945件から、約12.5%（243件）減少した。苦情等の対象別に件数を比較したところ、「地方事務所への電話が混み合っている」という問合せが、前年度から35.9%（196件）増加していることが分かった。このため、平成27年10月より、話中転送（地方事務所の代表電話が通話中の場合や一定時間応答しなかった場合に、自動的にサポートダイヤルへ電話転送することで、サポートダイヤルで受電対応する取組。）を導入し、その結果この種の問合せ件数を減少させることができています。

また、「地方事務所の職員に関するもの」「コールセンターのオペレーターに関するもの」「関係機関に関するご意見等」「弁護士・司法書士に関するもの」「制度・業務に関するもの」について、それぞれ11.0%（32件）、7.4%（4件）、77.2%（112件）、10.1%（38件）、47.6%（253件）前年度に比べ減少した。

資料8-7は、年度ごとの苦情等受付件数の推移を見たものである。

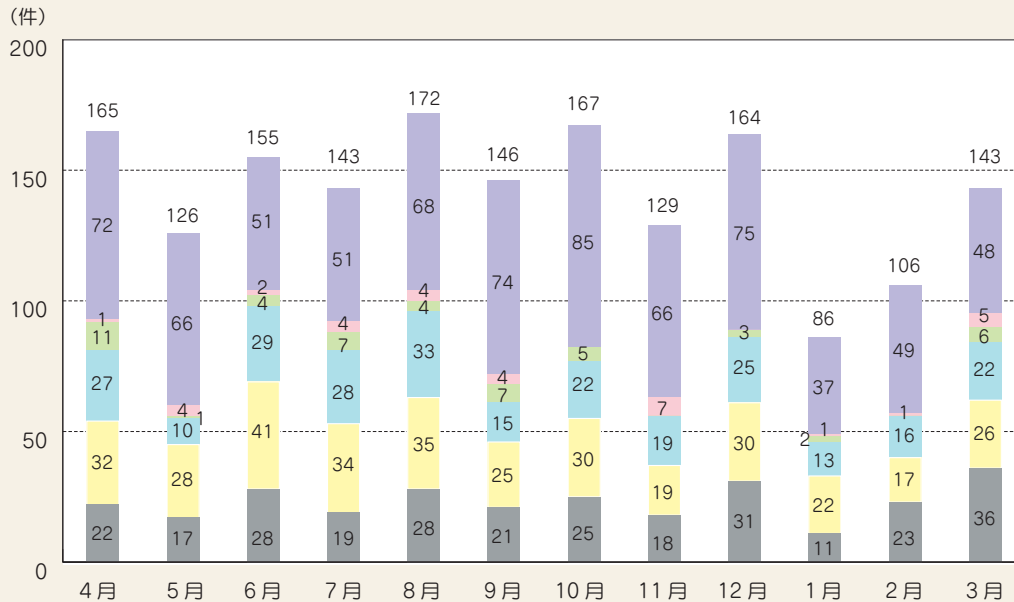
資料 8-7 年度ごとの苦情等受付件数の推移



（注）平成24年度に件数が急増したのは同年3月から、地方事務所の電話が混み合っている苦情について集計し始めたため。

資料8-8は、平成27年度に寄せられた苦情等の受付件数の推移を月次で対象別に見たものである。

資料 8-8 平成 27 年度苦情等受付件数の推移

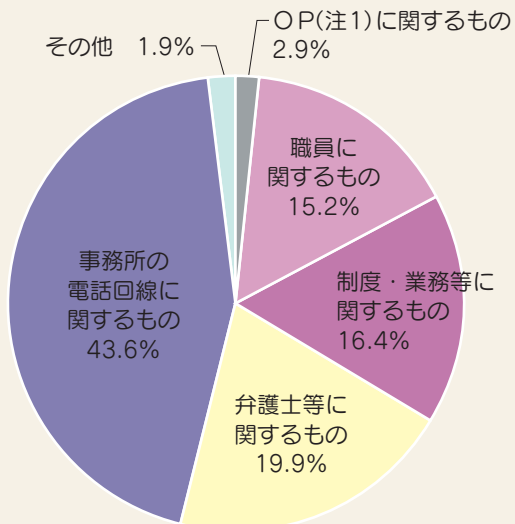


〈苦情等の対象別〉

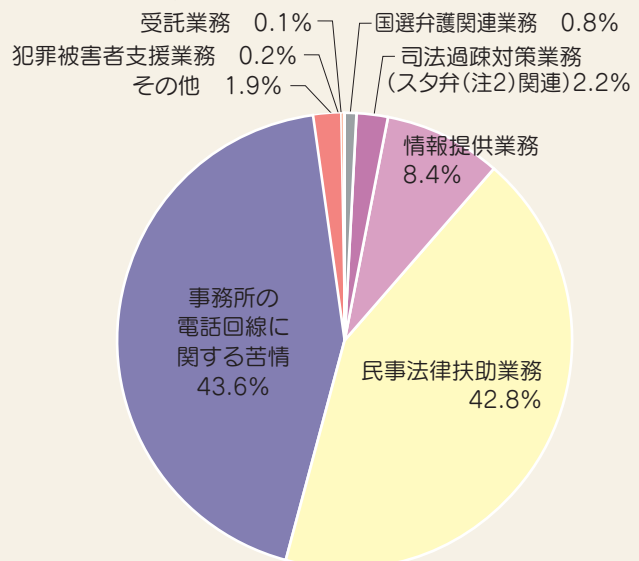
- 地方事務所への電話が混み合っているとしてコールセンターにお問合せがあったもの
- 関係機関に関するご意見等
- コールセンターのオペレーターに関するもの
- 地方事務所の職員に関するもの
- 契約弁護士・司法書士に関するもの
- 制度・業務等に関するもの

資料8-9、資料8-10は、平成27年度の苦情等の内訳について、それぞれ対象別、業務別に見たものである。

資料 8-9 平成 27 年度対象別苦情内訳



資料 8-10 平成 27 年度業務別苦情内訳

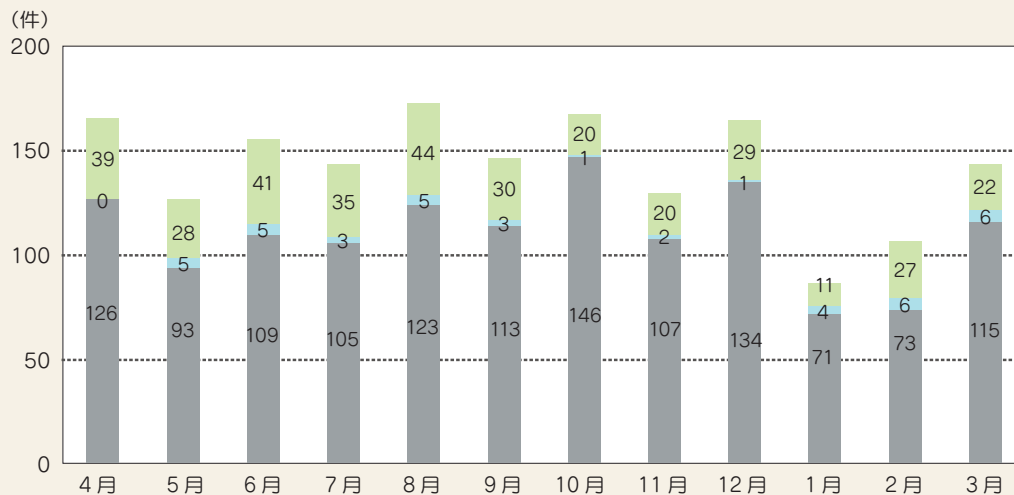


(注 1) OP…コールセンターのオペレーター

(注 2) スタ弁…スタッフ弁護士

資料8-11は、平成27年度に寄せられた苦情等に対する取扱結果を月ごとにまとめたものである。

資料 8-11 平成 27 年度苦情等取扱結果



〈苦情等取扱い結果の主な内容〉

- 関係課室・事務所に苦情内容を伝え配慮を求めたもの、対応策を講じたもの等
- 関係課室・事務所で検討中のもの、関係機関との協議に付されているもの等
- 申出者や事案の特定ができなかったもの、初期対応で申出者が納得し、以後の対応を要しないと判断されたもの等

平成27年度「皆様の声」に基づいた取組事例等

【情報提供関連業務】

皆様からの声

先ほどサポートダイヤルへ電話した際、ある相談機関を案内されたが、伝えられた番号は、携帯電話からはかけられないフリーダイヤルの番号であった。携帯電話からはつながらないフリーダイヤルの番号であるならば、その旨を注意喚起し、携帯からもかけられる番号を併せて教えてほしい。

サポートダイヤルに電話をし、関係機関の相談窓口を紹介された。その際に、窓口情報として第2・4水曜日に相談を行なっていると聞いた。しかし、その相談窓口へ電話をしたら第1・3水曜日だった。正確な情報提供を行って欲しい。

法テラスの取組事例等

不便をかけたことをお詫びし、携帯電話からつながる番号を案内した。
当該オペレーターに対し、関係機関の窓口情報を案内する際には、細心の注意を払い、正確な情報提供を心掛けるよう、指導した。

当該関係機関の関係機関データベース上の登録が誤っていたことを確認し、情報を修正した。また、関係機関データベースの登録内容の誤りについて、登録を担当している地方事務所へ注意喚起をした。

【民事法律扶助関連】

皆様からの声

民事法律扶助相談を担当した常勤弁護士は、私の話を真剣に聞かず、「赤字になるので依頼は受任できない。」と言った。私は、怪我をして大変苦しい思いをし、警察から法テラスに相談に行くよう言われ、助けてもらいたい一心で相談に行ったのに、あのような言い方をされて、大変残念な思いをした。

本日、民事法律扶助相談に行った。援助申込書に記入漏れがあったため、受付の職員に預貯金の額などを聞かれたが、その際の声が大きかった。周囲に人がいる状況でプライバシーに関することを聞かれ、かなり苦痛であり不快な気持ちになった。

今後は対応に配慮し、このようなことがないように改善に努めてもらいたい。

民事法律扶助相談を予約しようとしたところ、地方事務所から既に同一相談で3回利用しているため、同じ相談内容ではもう利用できないと言われた。しかし、ホームページを確認したところ、相談が3回までであることの情報がなかなか出てこない。トップページにある「相談をご希望の方へ」「法テラスをご利用中の方へ」を見ても記載されていない。

ホームページには、どんな利用者が見ても分かりやすいように記載してほしい。

弁護士に自己破産申立を依頼して、必要書類を渡したが長期間連絡がなかったため、受任弁護士の事務所へ連絡したところ、別の事務所へ所属換えしていたことを初めて知った。

改めて弁護士に連絡したが、再び弁護士からの連絡がない。

不安に感じているので早急に対応してほしい。

法テラスの取組事例等

相談を受けた常勤弁護士は、「勝訴しても回収の見込みが立たない可能性が高く、相談者に不利益が生じ得ることから、その負担を考慮すると受任は難しい」旨を説明したものだったが、今後は正確に相談者の方にその真意を伝えるべく、民事法律扶助制度の趣旨、手続の流れを丁寧に説明することと併せて、真意を正確に理解いただけるよう言葉遣いに一層の配慮するように、地方事務所長から常勤弁護士に伝えた。

今回の申出を受け、法律相談の受付に際しては番号札を使用する、援助申込書に記入漏れがあった場合は、口頭で直接には尋ねず、該当箇所に○を付けたり指で示して記入を促すなど、利用者への配慮について、事務所の全職員で再確認した。

ホームページでの掲載場所が分かりづらいことを受け、利用者にとって使いやすいホームページとなるよう「ご利用の流れ」のページから、「ご利用の条件」のページへジャンプできるように改善した。

地方事務所から弁護士へ連絡したところ、不在であったため、事務職員に伝え、早急に対応を求めた。また、同日地方事務所長からも架電したところ、弁護士から連絡があり、早急に申出者へ連絡し自己破産申立を行う予定であると申出があった。

後日、弁護士から連絡があり、申出者と面談を実施し、自己破産申立を行ったとのことだった。

【その他】

皆様からの声	法テラスの取組事例等
毎月、各地の地方事務所への電話が混み合っていてなかなかつながらないといった苦情が、サポートダイヤルに多く寄せられ、平成27年度は年間742件あった。	地方事務所の代表電話が通話中の場合や一定時間応答しなかった場合に、自動的にサポートダイヤルへ電話転送することで、サポートダイヤルで受電対応する取組を、一部の地方事務所を対象に導入した。この取組により、当該地方事務所に対する「地方事務所への電話が混み合っている」というお問合せを大きく減らす効果が得られた。 平成28年度は対象事務所を拡大する予定である。
申出者が地方事務所に問い合わせたところ、話は聞いてくれたものの、「はぁ」など電話対応の基本になってない返答であった。このような方たちに大事な問題を預けているのかと思うと不安になってくる。	顔の見えない電話対応において、相づちは短い言葉だが、利用者との信頼関係を築く上で非常に重要である。声の雰囲気を利用者に安心を与えるものになっているかなどを、職員間でお互いに確認するよう、全職員に対し周知した。
以下のとおり、お手紙をいただいた。 「先日、立替金返還完済のお知らせが届きました。長年に渡り大変お世話になりました。娘と三人でこれから細々と暮らしていこうと思っております。助けて頂いた皆様の事、終生忘れることなく、心穏やかに生活出来ることだけを願って生きていこうと思っております。本当にありがとうございました。 皆々様もお身体をご自愛くださいますよう、心よりお祈り申し上げます。」	私どももお力になれたことをうれしく思っております。 この度、完済いただいた立替金は、別のお困りの方の立替金として役立ちます。 ご丁寧にお手紙をいただき、ありがとうございました。

最後に、法テラスでは、これらの苦情等を「皆さまの声」として受け止め、適切に対応していくという姿勢を「基本方針」として以下のとおり掲げている。

基本方針
法律的なことで悩んでいる方や、困っている方、様々な事情で法律専門家等の援助が受けられない方のために、解決に向けた道しるべとなり、法律専門家等との架け橋となること。これが法テラスの仕事です。 法テラスでは、この仕事を、より多くの方に向けて、より良い方法で行うために、常に仕事のやり方を工夫したいと考えています。 このために、法テラスは、ご意見、ご要望、苦情など、法テラスに寄せられる様々な声を、法テラスのみならず、職員全員に宛てられたメッセージとして受け止め、責任ある対応をいたします。 お寄せいただいたご意見、ご要望、苦情をきっかけとして、業務のあり方を工夫するよう心掛けます。 法テラスに声をお寄せいただいた方の個人情報は、保有個人情報保護管理規程に基づいて保護します。 法テラスでは、以上を基本方針として、寄せられる様々な声を取り扱ってまいります。

8-4 審査委員会

(1) 審査委員会とは

ア 審査委員会の設置趣旨

法テラスは、独立行政法人の枠組みに基づいて設けられた法人であり、独立行政法人通則法の原則からすれば、その業務の運営方法は、法人としての自律性に基づき、基本的に法テラスにおいて決定すべき事項ということになる。しかしながら、法テラスにおいては、その業務の運営にあたって、契約した弁護士や司法書士など法律の専門家の職務の独立性を確保しなければならない、という特別な責務が課せられている。そこで、総合法律支援法（以下「支援法」という）は、第29条において、業務運営に関し契約弁護士等の職務の特性に配慮して判断すべき事項について、弁護士等の職務の独立性を保障しつつ客観性を保って審議するために、第三者からなる審査委員会を法テラス内部に設置し、法テラスが契約弁護士等に対して契約上の措置をとる場合には、審査委員会の議決を経なければならないこととした（支援法第29条第8項第1号）。契約上の措置は、本来であれば、法テラスが契約当事者として判断すべき事項ではあるが、他方において、契約弁護士等の職務の独立性にも深く関わる問題であることから、この点に配慮し、審査委員会という独自の組織、制度を設けたものである。

イ 法令上の根拠

「支援センターに、その業務の運営に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。」（支援法第29条第1項）

ウ 構成（資料8-12参照）

最高裁推薦裁判官1名、検事総長推薦検察官1名、日弁連会長推薦弁護士2名、有識者5名の計9名で、理事長が任命する（支援法第29条第2項）。

エ 委員の任期

2年（支援法第29条第3項）。

なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となる（支援法第29条第4項）。

資料 8-12 日本司法支援センター審査委員会委員名簿（平成28年8月6日現在）

委員長	小島 武司	前桐蔭横浜大学学長
委員	飯室 勝彦	前中京大学文学部教授
委員	宇川 春彦	最高検察庁検事
委員	加藤 啓二	弁護士（山梨県弁護士会）
委員	佐藤 太勝	弁護士（札幌弁護士会）
委員	中川 英彦	前京都大学法学研究科教授
委員	中里 智美	東京地方裁判所判事
委員	長谷川裕子	中央労働委員会委員、元連合総合労働局長
委員	早川 清人	司法書士（静岡県司法書士会）

（委員については、五十音順・敬称略）

(2) 審査委員会の審議事項

ア 審査委員会は、契約弁護士等の法律事務の取扱いについて苦情があった場合の措置その他の当該契約に基づき契約弁護士等に対してとる措置に関する事項（あらかじめ、審査委員会が軽微なものとしてその議決を経ることを要しないものとして定めたものを除く）、並びに法律事務取扱規程の作成及び変更に関する事項を審議し、議決するものとされている（支援法第29条第8項）。

契約弁護士等に対して契約に基づいてとる措置に関する事項について、審査委員会は、当該契約弁護士等に対し、契約に基づいた措置を、理事長がとるべきか否か、措置をとるとしてどのような措置にするのかを審議し、議決することとなる（支援法第29条第8項第1号）。

契約弁護士等がその契約に違反した場合の措置については、法律事務取扱規程に定めるため（支援法第35条第2項）、理事長は同規程の作成または変更を決定しようとするときは、審査委員会の議決を経なければならないこととされている（支援法第29条第8項第2号）。

イ 審査委員会の運営

委員長は委員の互選によってこれを定め（支援法第29条第9項）、委員長が審査委員会を主宰する（支援法第29条第10項）。

ウ 審査委員会の開催頻度等

平成27年度は、おおむね毎月1回程度開催した。

エ 審査委員会議決の内訳（資料8-13参照）

オ 公表事項

審査委員会議事録及び契約弁護士等にとった措置は、法テラスホームページ上に掲載している。

資料 8-13 審査委員会議決の内訳

年	不措置	契約の効力の停止等	契約解除・契約締結拒絶期間設定措置							合計
			1年未満	1年	1年を超え2年未満	2年	2年を超え3年未満	3年	計	
平成18年度	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
平成19年度	5	0	0	1	0	1	0	1	3	8
平成20年度	10	0	2	3	0	7	0	4	16	26
平成21年度	6	2	4	5	1	6	0	5	21	29
平成22年度	2	2	1	5	2	7	0	2	17	21
平成23年度	6	3	8	1	0	10	0	6	25	34
平成24年度	6	15	2	3	2	10	0	6	23	44
平成25年度	6	1	0	4	0	7	0	11	22	29
平成26年度	9	1	1	4	0	13	0	15	33	43
平成27年度	3	5	1	3	1	13	0	14	32	40

8-5 顧問会議

(1) 設置の趣旨

法テラス本部では、より一層利用者本位の姿勢で業務運営を行うため、各界の有識者から、利用者である国民の立場に立った幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に生かすことを目的として、平成20年4月10日、顧問会議を設置した。

平成27年度は下記の通り1回開催し、平成26年度業務実績評価及び総合法律支援法改正について報告を行い、司法ソーシャルワークについて意見を聴取した。

(2) 顧問会議メンバー（平成28年6月30日現在、敬称略）

＜座 長＞ 竹下 守夫 国立大学法人一橋大学名誉教授
 石井 卓爾 東京商工会議所副会頭
 高木 剛 一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会理事長
 滝鼻 卓雄 ジャーナリスト
 片山 善博 慶應義塾大学教授
 津島 雄二 弁護士
 坂東眞理子 学校法人昭和女子大学理事長
 中山 弘子 元新宿区長

(3) 顧問会議の開催状況

第14回平成27年10月15日（木）

【報告案件】

- ①平成26年度業務実績評価について
- ②総合法律支援法改正について

【協議案件】

司法ソーシャルワークについて

8-6 地方協議会

開催の目的、状況

法テラスは、総合法律支援法第32条第4項で、地域における業務の運営にあたり、協議会の開催等によって広く利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならないとされている。そこで全国の地方事務所において管内関係機関・団体が参加する地方協議会を開催している。

平成27年度は、寸劇・ロールプレイの実演をしたり、DVD等の視聴覚資料を活用するなど参加者にわかりやすい説明に工夫を凝らす地方事務所も多かった。協議会で取り上げたテーマは、高齢者・障害者への法的支援、司法ソーシャルワークのほか、DVや再犯防止、法教育等様々な分野にわたっている。複数回開催した事務所があり、年度中の延べ開催数は全国で97回を数えている。

資料 8-14 平成 27 年度地方協議会開催一覧

地方事務所	開催日	おもな内容	参加者数
北海道			
札幌	平成27年11月18日	・全体会で副所長による基調講演と関係機関からの実例報告 ・分科会については、「高齢者虐待」「成年後見」「債務整理」「精神保健福祉」の4グループとし、個別事例に基づき、関係機関との意見交換を実施	166名
函館	平成27年10月19日	・司法ソーシャルワークを中心としたミニ協議会を実施	35名
函館	平成27年10月21日	同上	15名
函館	平成27年11月17日	同上	10名
旭川	平成27年8月6日	・司法過疎地である稚内市で、業務報告や関係機関との意見交換によって、司法ソーシャルワークへの協力要請や広報活動を実施 ・事例紹介を行い、事例を通じての意見交換を実施	32名
旭川	平成27年8月7日	・司法過疎地である利尻富士町で、業務報告や関係機関との意見交換によって、司法ソーシャルワークへの協力要請や広報活動を実施 ・事例紹介を行い、事例を通じての意見交換を実施	39名
旭川	平成27年10月23日	・司法過疎地である枝幸町で、業務報告や関係機関との意見交換によって、司法ソーシャルワークへの協力要請や広報活動を実施 ・高齢者、障害者支援に関し、出張相談制度を声劇により紹介	18名
旭川	平成27年11月27日	・法テラスの業務説明や事業実績報告 ・司法ソーシャルワークの取組の紹介 ・事例検討を通じての意見交換	73名
釧路	平成27年10月23日	・法テラス釧路の業務報告について ・司法へアクセスすることが困難な方への支援について事例発表を実施 ・意見交換、質疑応答	30名
釧路	平成27年10月27日	同上	24名
釧路	平成27年11月10日	同上	72名
東北			
宮城	平成28年2月23日	・業務説明会 ・高齢者福祉における関係機関との連携についての基調講演	109名
福島	平成27年9月18日	・司法ソーシャルワーク事業の説明 ・高齢者、障害者の支援の説明	21名
福島	平成27年11月20日	・司法ソーシャルワーク事業の説明 ・高齢者、障害者の支援の説明 ・移動相談車両法テラス号の見学	16名
山形	平成27年10月23日	・法テラスの業務説明（司法ソーシャルワークを中心に） ・高齢者、障害者への法的支援 ・意見交換	21名
山形	平成28年2月5日	・DVDによる業務説明 ・司法ソーシャルワークの概説 ・講演「山形県内における高齢者・障害者に対する法的支援」	34名
岩手	平成27年7月28日	・法テラスの業務説明 ・高齢者、障害者に関する法律制度の活用について説明及び意見交換	36名
岩手	平成27年11月12日	・司法ソーシャルワークの趣旨説明および関係団体の業務説明、意見交換	58名
秋田	平成27年10月29日	・平成26年度の法テラス秋田の業務報告 ・高齢者等への法的支援、司法ソーシャルワークについて	53名
青森	平成27年10月26日	・業務説明や常勤弁護士の活動報告等の発表 ・今後の連携の在り方に関する意見交換 ・常勤弁護士の活動報告	30名
青森	平成27年11月17日	・法テラスの業務説明 ・青森県弁護士会における「高齢者・障害者等の支援」について ・常勤弁護士及び関係機関による活動報告「法テラスとの連携」	35名

地方事務所	開催日	おもな内容	参加者数
関東			
東京	平成28年2月17日	・ 法テラス東京の業務説明 ・ スタッフ弁護士の活動紹介 ・ グループ討議	60名
東京 (多摩支部)	平成27年10月26日	・ 業務状況と民事法律扶助業務の手続について ・ 法テラス多摩法律事務所について ・ 事前アンケートに基づき質疑応答、意見交換	20名
東京 (多摩支部)	平成27年11月16日	同上	28名
神奈川	平成27年11月16日	・ 「犯罪被害者支援の取組について」関係機関と法テラスより報告 ・ 「触法障害者の再犯防止に向けた取組」について関係機関より報告 ・ 意見交換	58名
神奈川 (川崎支部)			
神奈川 (小田原支部)	平成27年11月20日	・ DV、ストーカー等の事件について関係機関との連携などを協議	25名
埼玉	平成27年10月23日	・ 業務説明、実績報告 ・ 寸劇「ある離婚事件における情報提供と法律相談」の実演 ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 法テラスと刑事事件の関わりについて	295名
埼玉 (川越)	平成27年12月9日	・ 法テラス業務説明 ・ スタッフ弁護士の取り扱った事例紹介 ・ 法テラス利用経験のある関係機関からの報告、感想等	57名
千葉	平成27年7月3日	・ 法テラスの業務説明や取組の紹介 ・ 事例検討、意見交換（高齢者・障害者への法的支援と関係機関連携の必要性等）	31名
千葉	平成28年2月26日	・ 法テラスの業務説明 ・ 関係機関との連携に関する事例紹介 ・ グループでの意見交換	12名
茨城	平成27年6月26日	・ 法テラスの利用方法についての説明 ・ 事例検討を行い、各関係機関との意見交換を実施	26名
茨城	平成27年7月29日	・ 法テラス業務説明 ・ 事例検討を行い、各関係機関との意見交換を実施	31名
茨城	平成27年10月28日	・ 法テラス業務説明 ・ 分科会（①成年後見②犯罪被害者支援③生活困窮者支援）	97名
茨城	平成27年12月16日	・ 法テラス業務説明 ・ 首長申立てによる成年後見制度の説明と法テラスの利用方法 ・ 事例紹介及び意見交換	16名
茨城	平成28年1月20日	・ 法テラス業務説明 ・ 事例紹介及び意見交換	20名
茨城	平成28年2月17日	同上	12名
栃木	平成28年2月19日	・ 業務実績報告 ・ 高齢者、障害者の相談事例に基づいた意見交換	16名
群馬	平成27年11月24日	・ 業務報告 ・ 司法ソーシャルワーク関係機関との連携	95名
静岡	平成28年2月23日	・ テーマ「高齢者・障害者の支援の在り方を考える。」 ・ 業務報告 ・ 弁護士会、成年後見センター、リーガルサポートからの報告 ・ かぬき地域包括支援センター、法テラス静岡法律事務所からの事例報告	68名
静岡 (沼津支部)	平成28年2月29日	・ 業務説明、実績報告 ・ パネルディスカッション「法テラス沼津における司法ソーシャルワークの一年を振り返って」 ・ 意見交換、質疑応答	48名

地方事務所	開催日	おもな内容	参加者数
静岡 (浜松支部)	平成28年2月16日	・法テラスの業務報告 ・「高齢者・障害者・女性の法的支援について」「外国人の方々への法的支援について」のパネルディスカッション ・常勤弁護士紹介、法律事務所の業務内容説明	84名
山梨	平成27年10月9日	・司法ソーシャルワークについての事例検討	72名
山梨	平成28年1月29日	同上	53名
長野	平成27年11月25日	・法テラスの業務説明や司法ソーシャルワークの活動について説明 ・講話「長野弁護士会における高齢者・障害者への取組について」 ・常勤弁護士による対応事例紹介	30名
新潟	平成27年7月24日	・民事法律扶助制度の説明 ・新潟弁護士会、司法書士会からの活動報告等 ・具体的な事例に基づく連携強化に向けた検討	30名
新潟	平成27年10月20日	同上	23名
中部			
愛知	平成28年1月28日	・法テラスの業務説明、事例検討 ・小グループによるグループディスカッション	50名
愛知 (三河支部)	平成28年3月8日	・講演「弁護士会の高齢者対策」 ・法テラスの業務説明と意見交換	21名
三重	平成27年11月24日	・業務説明、実績報告 ・法テラス三重の司法ソーシャルワーク活動について ・意見交換	48名
岐阜	平成27年6月3日	・エール岐阜という子供、若者に関する支援を行っている機関に対し法テラスの業務内容の説明を実施	3名
岐阜	平成27年6月8日	・郡上市社会福祉協議会へ法テラスの役割や業務の説明、質疑応答を実施	13名
福井	平成27年12月8日	・法テラスの業務説明 ・参加機関の取組紹介 ・福祉機関との連携事例紹介 ・意見交換、情報交換	27名
石川	平成27年7月27日	・法テラスの業務説明 ・司法と福祉の連携、法テラスの役割をテーマとした講演 ・意見交換、質疑応答	70名
石川	平成27年9月11日	・業務報告、DVDの視聴 ・司法と福祉の連携、法テラスの役割をテーマに講演	27名
富山	平成27年7月29日	・法テラス富山の状況報告 ・司法ソーシャルワークの説明 ・成年後見についての講演 ・質疑応答	25名
近畿			
大阪	平成28年1月29日	・地方事務所の各業務実績報告 ・司法ソーシャルワークについて ・意見交換、質疑応答	50名
大阪	平成28年2月22日	同上	30名
京都	平成27年10月26日	・情報提供業務及び民事法律扶助業務等の業務説明を実施 ・外出困難な高齢者のために法的アクセスについて説明を実施	44名
京都	平成27年11月16日	同上	38名
兵庫	平成27年10月29日	・法テラスの業務説明、業務報告 ・司法ソーシャルワークの説明	26名

地方事務所	開催日	おもな内容	参加者数
兵庫	平成27年11月30日	・ 法テラスの業務説明、業務報告 ・ 司法ソーシャルワークの説明 ・ 弁護士による事例紹介	113名
奈良	平成27年11月17日	・ 法テラスの業務説明 ・ 弁護士会の「地域包括支援センター担当弁護士制度」の紹介 ・ 「顔の見える関係だから、できたこと」というテーマでパネルディスカッション ・ 意見交換会	63名
奈良	平成27年12月1日	・ 法テラスの業務説明 ・ 弁護士会の「地域包括支援センター担当弁護士制度」の紹介 ・ 地域包括支援センターからの事例報告と実情について ・ 意見交換会「現場をつなぐ これからの法的支援について」	46名
滋賀	平成27年10月23日	・ 司法ソーシャルワークに関する取組について ・ 司法ソーシャルワークに関する実態及び関係機関におけるニーズについて ・ 司法ソーシャルワークに関する法テラス、滋賀弁護士会及び関係機関の間における連携構築に向けた協議について	18名
滋賀	平成27年11月25日	・ 法テラスの業務概況説明 ・ 法テラスおよび滋賀弁護士会が提供する司法ソーシャルワークに関するメニューについて ・ 関係機関等の利用者が必要とする法的ニーズについて	15名
滋賀	平成28年1月29日	・ 法テラスの業務概況説明 ・ 法テラスおよび滋賀弁護士会が提供する司法ソーシャルワークに関するメニューについて ・ 質疑応答	12名
滋賀	平成28年2月26日	同上	14名
和歌山	平成27年11月17日	・ 司法ソーシャルワーク及び出張相談制度についての説明 ・ 意見交換	32名
和歌山	平成28年1月26日	・ 司法ソーシャルワークの説明 ・ 民事法律扶助業務の説明 ・ 事前アンケートを基に意見交換	24名
中国			
広島	平成27年11月13日	・ 業務実績報告 ・ 常勤弁護士の活動報告 ・ 高齢者の消費者被害、多重債務に関するロールプレイング、意見交換 ・ 「支援者相談ダイヤル」の説明	82名
山口	平成28年2月23日	・ 業務実績報告 ・ 「弁護士ナビゲーション」の説明、スタッフ弁護士の活動報告 ・ グループ別に分かれて意見交換	53名
岡山	平成27年10月6日	・ 岡山県警察職員への業務説明、意見交換	15名
鳥取	平成27年11月18日	・ 法テラスの業務説明、実績報告 ・ 常勤弁護士活動事例報告 ・ 事前アンケートに基づく質疑応答、意見交換 ・ 会議内容を受けての質疑応答、意見交換	32名
鳥取	平成27年11月20日	同上	27名
鳥取	平成27年11月30日	同上	17名
鳥取	平成27年6月1日	・ 法テラスの業務説明、実績報告 ・ 常勤弁護士活動事例報告 ・ 会議内容を受けての質疑応答、意見交換	16名
島根	平成27年10月23日	・ 法テラスの業務案内や法テラス島根法律事務所の取組を紹介 ・ 法テラス東京法律事務所から講師を招き、司法ソーシャルワークについて講演を実施	29名
島根	平成27年10月23日	・ 民事法律扶助事件の共同受任の活用について	10名

地方事務所	開催日	おもな内容	参加者数
四国			
徳島	平成27年12月11日	・平成26年度業務報告 ・ロールプレイング「高齢者・障害者の方々への支援として～弁護士による出張法律相談 ・意見交換、質疑応答	84名
高知	平成27年9月28日	・安芸簡易裁判所管轄の子供に関する関係機関の担当者に対し、高知弁護士会や法テラスの 子供支援の活動及び業務説明	21名
高知	平成27年11月17日	・法テラス高知の業務説明 ・法テラス高知の司法ソーシャルワークについて ・グループワーク	28名
高知	平成28年2月22日	・業務説明 ・土佐市福祉事務所と高知弁護士会による連携活動 ・南国市あんしん生活サポートと法テラス高知の連携活動例紹介 ・意見交換	21名
愛媛	平成27年11月20日	・法テラスの業務内容や実績報告 ・講演「信頼される司法支援を目指して」	60名
九州			
福岡	平成27年7月2日	・平成26年度の法テラス業務報告を実施 ・司法ソーシャルワークについての説明を実施	33名
福岡	平成27年11月30日	・業務実績報告 ・法テラス福岡の司法ソーシャルワークへの取組の報告等	42名
福岡 (北九州支部)	平成27年11月30日	・平成26年度及び平成27年度（～9月）の業務概況報告 ・法テラスの業務案内及び利用方法について ・司法ソーシャルワークについて	78名
佐賀	平成28年2月5日	・業務説明、実績報告 ・後見申立ての実例を基にスタッフ弁護士と関係職員とのパネルディスカッション ・事前アンケートを基に、質疑応答	25名
長崎	平成28年1月23日	・調停委員を対象に、民事法律扶助制度と常勤弁護士の役割を説明	13名
大分	平成27年10月21日	・法テラス大分の業務報告や年度計画の進捗状況報告 ・司法ソーシャルワークについて	37名
大分	平成28年1月27日	・法テラス大分の業務説明や業務実績報告 ・司法ソーシャルワークについて ・大分県弁護士会の出張相談等について	15名
熊本	平成27年7月31日	・「生活困窮者への関わり～気づきから連携へ」と題し、地域担当者と弁護士との連携につ き説明、事例によるグループ討議	21名
熊本	平成27年11月2日	・法テラスの業務説明 ・「生活困窮者への関わり～気づきから連携へ」と題し、連携の説明と事例検討のグループ討議	22名
鹿児島	平成27年9月16日	・業務実績報告 ・法テラスの業務説明 ・弁護士等による講演	20名
鹿児島	平成27年10月21日	・業務実績報告 ・法テラスの業務説明 ・弁護士等による講演（生活困窮者自立支援制度について）	18名
鹿児島	平成28年2月19日	同上	70名
宮崎	平成28年1月18日	・法テラスの業務説明 ・弁護士会の取組と連携の展望について ・高齢者、障害者の法的問題の解決実例の報告	35名
沖縄	平成27年7月28日	・関係機関との今後の連携について ・事前アンケートに基づく意見交換 ・質疑応答	23名